

堺市公報 第197号	令和3年12月3日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市公園条例施行規則の一部を改正する規則 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】……………	2
<告示>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】……………	2
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】……………	9
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】……………	11
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について 【建設局土木部路政課】……………	16
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について 【建設局土木部路政課】……………	16
<公告>	
○堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の開館時間の延長について 【文化観光局観光部観光推進課】……………	19
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】……………	19
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】……………	21
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】……………	22
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………	24
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について	

【農業委員会事務局】 24

規 則

堺市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月3日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第111号

堺市公園条例施行規則の一部を改正する規則

堺市公園条例施行規則（平成元年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「第14条の2第3項」を「第14条の2第4項」に改める。

別表第5第2項の表を次のように改める。

種別	区分	使用料		
		大人	小人	入場のみ
原池公園スケートボードパーク	1人1回	510円	310円	200円

備考

- 「1回」とは、市長が共用の使用に供する時間として定める時間の区分をいう。
- 「小人」とは、5歳以上の小学校就学前の子ども並びに小学生及び中学生をいう。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

告 示

堺市告示第382号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年12月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ステラケミファ株式会社
代表取締役社長 橋本 亜希
大阪市中央区伏見町四丁目1番1号

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

ステラケミファ株式会社 三宝工場
堺市堺区海山町7丁227番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 27号ヌ 廃ガス洗浄施設 4基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類及び使用開始年月日

別表2のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和3年12月3日から同年12月24日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類	27号又 廃ガス洗浄施設 (No.30)			
能力	風量 100m ³ /分			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着手2か月後			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続、24時間/日			
使用時間の季節的変動	なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	5	4
	BOD	mg/l	10	20
	COD	mg/l	10	20
	SS	mg/l	20	40
	油分	mg/l	-	-
	T-N	mg/l	-	-
	T-P	mg/l	-	-
F	mg/l	100	400	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日		10	10

種類	27号又 廃ガス洗浄施設 (No.34)			
能力	風量 120m ³ /分			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着手2か月後			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続、24時間/日			
使用時間の季節的変動	なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	7	6
	BOD	mg/l	10	20
	COD	mg/l	10	20
	SS	mg/l	50	100
	油分	mg/l	-	-
	T-N	mg/l	-	-
	T-P	mg/l	-	-
F	mg/l	20	100	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日		8	8

種類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設 (No.35)			
能力	風量 165m ³ /分			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着手2か月後			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続、24時間/日			
使用時間の季節的変動	なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	7	6
	BOD	mg/l	10	20
	COD	mg/l	10	20
	SS	mg/l	50	100
	油分	mg/l	-	-
	T-N	mg/l	-	-
	T-P	mg/l	-	-
F	mg/l	20	100	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量	m ³ /日		10	10

種類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設 (No.36)			
能力	風量 120m ³ /分			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着手2か月後			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続、24時間/日			
使用時間の季節的変動	なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	7	6
	BOD	mg/l	10	20
	COD	mg/l	10	20
	SS	mg/l	50	100
	油分	mg/l	-	-
	T-N	mg/l	-	-
	T-P	mg/l	500	1000
F	mg/l	1000	3000	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量	m ³ /日		8	8

別表2

種類		中和凝集沈殿装置				
使用開始年月日		昭和47年8月15日				
構造		軟鋼板製 二重円筒型				
能力		150m ³ /時間				
汚水等の処理の方法		強制凝集沈殿				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続、24時間/日				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	2~3	7	1~1.5	6~8
	BOD	mg/l	15.1	8.3	25.5	13.9
	COD	mg/l	15.1	8.3	25.5	13.9
	SS	mg/l	32.4	11.2	69.8	39.5
	油分	mg/l		<2		<4
	T-N	mg/l	9.04	9.04	15.94	15.94
	T-P	mg/l	9.30	0.33	16.42	1.67
F	mg/l	390.6	11.9	884.0	12.9	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量		m ³ /日	1467		1527	

別表3

排水口名		No.1排水口	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大
	pH	-	7
	BOD	mg/l	6.3
	COD	mg/l	6.3
	SS	mg/l	7.8
	油分	mg/l	<2
	T-N	mg/l	<4
	T-P	mg/l	5.6
	F	mg/l	0.2
排水水の量	m ³ /日	7.4	8.0
		2,397	2,457



堺市告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和3年12月3日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
深井中35号線	中区深井中町357番14地先	旧	9.24	30.81	70156
	中区土師町3丁1605番17地先	新	11.32	30.81	



堺市告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和3年12月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
石津25号線	堺区石津町2丁625番13地先	旧	2.22 2.68	4.79	(イ049) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区石津町2丁625番8地先	新	2.22 3.42		
海山7号線	堺区海山町1丁20番14地先	旧	3.51 3.61	12.76	(カ039) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区海山町1丁20番15地先	新	4.11 4.16		
北田出井2号線	堺区北田出井町1丁23番3地先	旧	5.50	2.00	(キ029) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北田出井町1丁23番3地先	新	5.50		
西湊東湊1号線	堺区西湊町5丁305番6地先	旧	4.80 5.60	17.25	(ク013) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区西湊町5丁305番1地先	新	6.70 6.70		
三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘1号線	堺区南三国ヶ丘町1丁10番1地先	旧	5.01	2.00	(シ124) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区南三国ヶ丘町1丁10番1地先	新	5.01		
南三国ヶ丘13号線	堺区向陵西町2丁67番3地先	旧	4.32 4.34	14.30	(シ197) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区向陵西町2丁67番4地先	新	4.35 4.35		
大野芝9号線	中区大野芝町277番2地先	旧	2.59	22.98	(オ108) 開発に伴う寄付 関係分
	中区大野芝町277番2地先	新	4.00		
土塔11号線	中区土塔町2224番2地先	旧	2.44 2.71	16.99	(ト030) 開発に伴う寄付 関係分
	中区土塔町2224番3地先	新	3.22 3.36		
土師8号線	中区土師町2丁976番2地先	旧	1.66	13.53	(ハ031) 開発に伴う寄付 関係分
	中区土師町2丁976番3地先	新	3.18		
堀上12号線	中区堀上町159番7地先	旧	3.70 3.90	17.78	(ホ027) 開発に伴う寄付 関係分
	中区堀上町159番1地先	新	4.35 4.35		
北野田南野田1号線	東区南野田261番10地先	旧	3.13 3.28	13.00	(キ166) 開発に伴う寄付 関係分
	東区南野田261番11地先	新	4.00 4.00		

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
草尾74号線	東区草尾722番2地先	旧	4.95	2.00	(7269) 開発に伴う寄付 関係分
	東区草尾722番2地先	新	4.95	2.00	
西野8号線	東区西野386番1地先	旧	3.21 3.53	11.24	(=039) 開発に伴う寄付 関係分
	東区西野386番1地先	新	3.96 4.12	11.24	
引野33号線	東区引野町3丁163番7地先	旧	3.94 3.96	23.38	(t524) 開発に伴う寄付 関係分
	東区引野町3丁163番10地先	新	3.97 3.98	23.38	
引野40号線	東区引野町3丁163番8地先	旧	3.92 4.00	4.38	(t552) 開発に伴う寄付 関係分
	東区引野町3丁163番8地先	新	3.96 4.00	4.38	
引野40号線	東区引野町3丁163番10地先	旧	4.50	2.03	(t552) 開発に伴う寄付 関係分
	東区引野町3丁163番10地先	新	4.50	2.03	
引野40号線	東区引野町3丁163番7地先	旧	4.03	2.00	(t552) 開発に伴う寄付 関係分
	東区引野町3丁163番7地先	新	4.03	2.00	
南野田3号線	東区南野田330番2地先	旧	4.31 4.35	4.56	(139) 開発に伴う寄付 関係分
	東区南野田330番2地先	新	5.76 5.76	4.56	
南野田3号線	東区南野田329番2地先	旧	4.02	1.90	(139) 開発に伴う寄付 関係分
	東区南野田329番2地先	新	5.80	1.90	
草部13号線	西区草部855番1地先	旧	2.42 3.26	21.23	(7029) 開発に伴う寄付 関係分
	西区草部855番8地先	新	3.56 3.98	21.23	
浜寺元9号線	西区浜寺元町5丁642番1地先	旧	2.77 2.81	14.61	(ハ303) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺元町5丁642番6地先	新	3.39 3.41	14.61	
浜寺諏訪森東10号線	西区浜寺諏訪森町東1丁65番89地先	旧	3.25 3.47	11.74	(ハ426) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺諏訪森町東1丁65番90地先	新	3.63 3.74	11.74	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
北条37号線	西区北条町2丁440番11地先	旧	4.36 4.44	3.00	(ホ202) 開発に伴う寄付 関係分
	西区北条町2丁440番11地先	新	4.36 4.44		
堺羽曳野線(旧)	北区八下北123番3地先	旧	4.50 5.00	43.41	(F031) 開発に伴う寄付 関係分
	北区八下北123番3地先	新	4.83 5.00		
金岡45号線	北区金岡町2231番8地先	旧	3.00 3.70	12.47	(カ203) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2231番2地先	新	3.85 4.30		
金岡58号線	北区金岡町2367番7地先	旧	2.80 3.50	20.72	(カ216) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2367番11地先	新	3.40 4.00		
北長尾16号線	北区北長尾町1丁45番5地先	旧	3.64	18.82	(キ052) 開発に伴う寄付 関係分
	北区北長尾町1丁45番3地先	新	4.82		
常磐23号線	北区常磐町2丁4番1地先	旧	3.98 4.00	13.22	(ト102) 開発に伴う寄付 関係分
	北区常磐町2丁4番1地先	新	3.99 4.00		
常磐26号線	北区常磐町2丁4番1地先	旧	3.96 4.00	18.06	(ト105) 開発に伴う寄付 関係分
	北区常磐町2丁4番1地先	新	3.98 4.00		
中長尾黒土1号線	北区東三国ヶ丘町5丁146番2地先	旧	10.25 10.31	18.59	(ナ103) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東三国ヶ丘町5丁146番2地先	新	11.58 11.59		
東三国ヶ丘2号線	北区東三国ヶ丘町5丁146番2地先	旧	4.07 5.07	18.37	(ト137) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東三国ヶ丘町5丁146番2地先	新	5.05 6.00		
南長尾2号線	北区南長尾町5丁127番1地先	旧	4.82 4.83	12.02	(ニ130) 開発に伴う寄付 関係分
	北区南長尾町5丁127番1地先	新	6.00 6.00		
百舌鳥梅12号線	北区百舌鳥梅町1丁309番2地先	旧	3.58 4.06	6.89	(ホ075) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥梅町1丁309番2地先	新	3.79 4.06		

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
百舌島梅14号線	北区百舌島梅町1丁309番2地先	旧	3.13 4.70	17.87	(077) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌島梅町1丁309番3地先	新	4.00 5.40	17.87	
百舌島梅北9号線	北区百舌島梅北町4丁148番11地先	旧	5.64 5.66	7.46	(118) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌島梅北町4丁148番11地先	新	6.82 6.83	7.46	
百舌島梅北9号線	北区百舌島梅北町4丁133番3地先	旧	5.64	23.85	(118) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌島梅北町4丁133番3地先	新	6.82	23.85	
百舌島梅北18号線	北区百舌島梅北町4丁133番3地先	旧	5.56 5.62	17.65	(127) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌島梅北町4丁133番3地先	新	6.78 6.81	17.65	
百舌島梅北27号線	北区百舌島梅北町3丁125番407地先	旧	3.76 4.00	18.29	(136) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌島梅北町3丁125番408地先	新	4.00 4.00	18.29	
西鳳東線	中区土師町3丁1522番4地先	旧	6.06 6.19	23.85	(F199) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区土師町3丁1522番4地先	新	6.38 6.45	23.85	
下田深井中町線	西区津久野町2丁237番1地先	旧	5.43 5.75	37.06	(2043) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区津久野町2丁237番3地先	新	6.07 6.23	37.06	
津久野26号線	西区津久野町2丁244番地先	旧	1.83 2.98	25.09	(030) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区津久野町2丁237番3地先	新	3.20 3.84	25.09	
津久野30号線	西区津久野町2丁237番3地先	旧	2.48 3.60	32.06	(034) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区津久野町2丁237番1地先	新	4.59 5.40	32.06	
和田12号線	南区和田東762番17地先	旧	5.00	11.71	(012) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	南区和田東762番17地先	新	5.85	11.71	
向陵金岡線	北区金岡町2846番6地先	旧	1.20 3.32	15.37	(2012) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区金岡町2846番6地先	新	2.35 4.70	15.37	



堺市告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

堺市長 永 藤 英 機

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 道路の種類 | 市道 |
| 2 | 路線名 | 土師39号線 |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 幅員 8.38m～9.00m
延長 194.50m |
| 4 | 供用開始の区間 | 中区土師町3丁1605番17地先から
中区深井中町337番19地先まで |

~~~~~

堺市告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

堺市長 永 藤 英 機

- |   |       |    |
|---|-------|----|
| 1 | 道路の種類 | 市道 |
|---|-------|----|

- 2 路 線 名 別紙調書のとおり
  
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
  
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

## 市道路線区域決定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名       | 起 点<br>終 点         | 敷地の  |        | 備考 |
|----------|-------------|--------------------|------|--------|----|
|          |             |                    | 幅員m  | 延長m    |    |
| /128     | 野尻62号線      | 東区野尻町72番12地先       | 6.00 |        |    |
|          |             | 東区野尻町71番18地先       | 6.71 | 171.09 |    |
| /129     | 野尻63号線      | 東区野尻町71番21地先       |      |        |    |
|          |             | 東区野尻町71番12地先       | 6.00 | 42.74  |    |
| 7234     | 上野芝向ヶ丘201号線 | 西区上野芝向ヶ丘町5丁717番9地先 | 4.70 |        |    |
|          |             | 西区上野芝向ヶ丘町5丁741番5地先 | 5.26 | 94.84  |    |
| 729      | 鳳東53号線      | 西区鳳東町5丁424番1地先     | 2.50 |        |    |
|          |             | 西区鳳東町5丁429番1地先     | 6.42 | 196.00 |    |
| 730      | 鳳東54号線      | 西区鳳東町4丁307番3地先     | 3.70 |        |    |
|          |             | 西区鳳東町4丁315番地先      | 4.30 | 43.00  |    |
| 731      | 鳳東55号線      | 西区鳳東町1丁35番2地先      | 2.10 |        |    |
|          |             | 西区鳳東町1丁34番10地先     | 2.80 | 45.00  |    |
| 732      | 鳳東56号線      | 西区鳳東町1丁34番1地先      | 1.70 |        |    |
|          |             | 西区鳳東町1丁49番地先       | 4.00 | 116.80 |    |
| 71055    | 土師219号線     | 中区土師町2丁98番1地先      |      |        |    |
|          |             | 中区土師町2丁102番7地先     | 6.70 | 42.73  |    |
| 7700     | 深井沢12号線     | 中区深井沢町2694番4地先     |      |        |    |
|          |             | 中区深井沢町2694番4地先     | 4.70 | 51.84  |    |
| 7964     | 日置荘北62号線    | 東区日置荘北町3丁306番1地先   |      |        |    |
|          |             | 東区日置荘北町3丁300番4地先   | 5.70 | 64.72  |    |

**公 告**

堺市公告第590号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の開館時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第26条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 施設名

堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）

2 開館時間を延長する日時及び理由

(1) 日時

令和3年12月4日（土） 9時～21時

(2) 理由

ナイトミュージアム事業の実施のため。

~~~~~  
堺市公告第591号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和3年12月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) マナビインテリアハーツ堺美原店
堺市美原区平尾275-1 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
代表取締役 伊藤 光博
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所
株式会社マナビインテリアハーツ 代表取締役 真鍋 守利	高知県高知市針木東町24番10号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年7月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,792平方メートル
- 6 駐車場の収容台数
163台
- 7 駐輪場の収容台数
532台
- 8 荷さばき施設の面積
77平方メートル

9 廃棄物等の保管施設の容量

50.9立方メートル

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社マナベインテリアハーツ	10時00分	20時00分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

9時30分から20時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2か所、入口1か所及び出口1か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分から21時00分まで

14 届出年月日

令和3年11月17日



堺市公告第592号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和3年12月3日

堺市長 永藤英機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスモール泉北
堺市南区原山台五丁9番5号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
代表取締役 伊藤 光博
東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 大和情報サービス株式会社
代表者 代表取締役 藤田 勝幸
所在地 東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

(変更後) 名 称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
代表者 代表取締役 伊藤 光博
所在地 東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

(1) 令和3年4月1日 (代表者変更)

令和3年10月1日 (商号変更)

(2) 令和3年3月19日

5 届出年月日

令和3年11月16日

~~~~~

堺市公告第593号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び東区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和3年12月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北野田ショッピングプラザ  
堺市東区北野田880番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三菱HCキャピタルプロパティ株式会社  
代表取締役 船橋 啓二  
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 MULプロパティ株式会社  
代表者 代表取締役 船橋 啓二  
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(変更後) 名 称 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社  
代表者 代表取締役 船橋 啓二  
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

(1) 令和3年10月1日

(2) 令和3年5月7日

5 届出年月日

令和3年11月19日

~~~~~

堺市公告第594号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区日置荘原寺町260番1及び260番30から260番34まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号

フジ住宅株式会社

代表取締役 宮脇 宣綱

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第12号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年12月3日

堺市農業委員会

会長 檀野隆一

[日時]

令和3年12月9日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他